

令和3年度第1回理事会は6議案を书面決議

友本会長の続投が内定

令和2年度事業報告や収支決算報告なども

全社連は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度第4回理事会に続き、令和3年度第1回理事会も书面決議で実施した。5月24日に各理事等に議案を送付して可否をとり、5月31日までに全議案が承認された。今回は令和2年度収支決算報告、任期満了に伴う役員改選の件など6議案を審議した。このうち役員改選の件は会長選に関するもので、現職の友本正己氏の再任が内定。通常総会に提案される。

定に則り5月7日まで立候補を受け付けた。この間、5名以上の推薦書添えて立候補の届け出をしたのは現職の友本氏のみだった。今後は、6月の通常総会で選出される新理事に報告し、その承認をもって正式に次期会長に決定する。

友本氏は福井県組合理事長。全社連では総務部長、専務理事などを務めて2017年から会長を務めており、再任されると3期目となる。昨年から全国生活衛生営業指導センターの副理事長も務めている。

役員改選では理事、監事なども任期満了を迎え、6月の通常総会で新たに選任される。さらに新理事の中から副理事長、三役(専務理事・総務部長・経理部長)が選任される。

報告事項は生活衛生功労者推薦など3件。第1回理事会の報告事項は令和3年度生活衛生功労者推薦(厚生労働大臣表彰1名、中央会理事長表彰4名)▽令和3年度の叙職(新潟県の山本勝男氏、記事3面)▽令和3年度生活衛生関係営業補助金申請の3件について行われた。なお4月に行われた令和2年度第4回理事会では、

報告事項は生活衛生功労者推薦など3件。第1回理事会の報告事項は令和3年度生活衛生功労者推薦(厚生労働大臣表彰1名、中央会理事長表彰4名)▽令和3年度の叙職(新潟県の山本勝男氏、記事3面)▽令和3年度生活衛生関係営業補助金申請の3件について行われた。なお4月に行われた令和2年度第4回理事会では、



友本 正己氏

書面の上程した全社連の令和3年度第1回理事会では、令和2年度事業報告、令和2年度収支決算報告▽任期満了に伴う役員改選の件――の6議案が審議された。このうち任期満了に伴う役員改選の件は、会長選(無投票)の結果を受け、現職の友本正己氏の続投が内定した。会長選は規定に則り5月7日まで立候補を受け付けた。この間、5名以上の推薦書添えて立候補の届け出をしたのは現職の友本氏のみだった。今後は、6月の通常総会で選出される新理事に報告し、その承認をもって正式に次期会長に決定する。

友本氏は福井県組合理事長。全社連では総務部長、専務理事などを務めて2017年から会長を務めており、再任されると3期目となる。昨年から全国生活衛生営業指導センターの副理事長も務めている。

役員改選では理事、監事なども任期満了を迎え、6月の通常総会で新たに選任される。さらに新理事の中から副理事長、三役(専務理事・総務部長・経理部長)が選任される。

報告事項は生活衛生功労者推薦など3件。第1回理事会の報告事項は令和3年度生活衛生功労者推薦(厚生労働大臣表彰1名、中央会理事長表彰4名)▽令和3年度の叙職(新潟県の山本勝男氏、記事3面)▽令和3年度生活衛生関係営業補助金申請の3件について行われた。なお4月に行われた令和2年度第4回理事会では、

報告事項は生活衛生功労者推薦など3件。第1回理事会の報告事項は令和3年度生活衛生功労者推薦(厚生労働大臣表彰1名、中央会理事長表彰4名)▽令和3年度の叙職(新潟県の山本勝男氏、記事3面)▽令和3年度生活衛生関係営業補助金申請の3件について行われた。なお4月に行われた令和2年度第4回理事会では、

3年度対策事業計画

11月に東京で組織研修会

組合活性化のモデル事業も

全社連が厚生労働省の補助金を活用して行う令和3年度生活衛生関係営業対策事業計画案は前回の理事会で承認され、通常総会上程される。今年度は「コロナ禍からの組織強化事業と組合活性化支援事業」として、東京

での研修会及び組合員の増強に取り組み予定。実施期間は7月1日から来年3月。事業を推進するための振興事業委員会(全社連役員で構成)は年度3回を予定している。社交飲食業は昨年来のコロナ禍の影響で極めて厳しい状況にあるが、研修会などを通して組合の次世代を担う人材育成を継続し、組織強化に努める。若手・中堅組合員向けの研修会は、今年11月15、16日の2日間、東京のKKRホテルで予定している。一方、2、3の県組合を

対象に組合活性化のモデル事業も実施。組合員増強の取り組みを支援する。また事業支援センターと連携し、組合脱会防止策を検討・実施。これらの取り組みにより、令和3年度末の組合員数は2年度末を9%上回る1万9000人を目標としている。

このほか関連の補助金事業では、これと別枠で傘下の7組合が組織強化や活性化などに取り組む見通し。監査には保志専務理事、鈴木経理部長、大貫事務局員が立ち会った。

令和3年度通常総会 4回理事会及び令和3年度第1回理事会の承認議案などが上程される。なお直近の承認議案は、感染拡大状況や国などの規制状況により、制状形式による書面決議形式で行われる場合もある。

令和3年度通常総会 4回理事会及び令和3年度第1回理事会の承認議案などが上程される。なお直近の承認議案は、感染拡大状況や国などの規制状況により、制状形式による書面決議形式で行われる場合もある。

進化した、最高級のコクと香り。ザ・プレミアム・モルツ

The PREMIUM MALT'S

ストップ! 未成年飲酒・飲酒運転。妊娠中や授乳期の飲酒はやめましょう。お酒はなによりも適量です。*1ダイヤモンド麦芽増量による *2当社缶ビールにおける原麦汁エキス濃度及びホップ使用量比較において(限定販売を除く)

サントリービール株式会社 <http://suntory.jp/PREMIUM/>

よろこびがつながる世界へ KIRIN

一番搾り KIRIN BEER

ストップ! 20歳未満飲酒・飲酒運転。お酒は楽しく適量で。妊娠中・授乳期の飲酒はやめましょう。あきびんはお取扱店へ。キリンビール株式会社

コロナ禍で各県 賦課金を減免 全国大会は中止

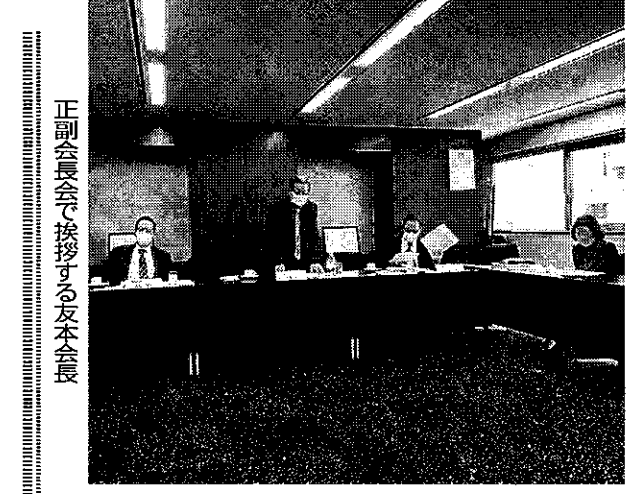
感染予防ガイドライン遵守を呼び掛け

全社連は令和3年度第1回理事会に令和2年度事業経過報告(令和2年4月1日〜令和3年3月31日)を提案し承認された。今後、総会に上程される。概況の要旨は次の通り。

【概況】
社会基盤全体を揺るがす新型コロナウイルス感染症の脅威のもと緊急事態宣言等を受け、休業要請、営業自粛、時短営業など、我々の業界は今までにない厳しい経営環境に置かれた。全社連においても通常総会並びに理事会の多くが書面採決になり、会議形式で開催出来た理事会は6月の1回のみであった。通常総会では、各県組合の賦課金を定額賦課金との対応とし、1年間免除することを決定した。また全国社交飲食業代表者宮崎大会も中止になった。9月の理事会では、塚口智専理事の副会長就任と保志雄一総務部長が専務理事を兼任することが承認された。

新型コロナウイルス感染症ガイドライン検討会が数回行われ、6月には社交飲食業としての感染拡大予防

令和2年度事業経過報告



正副会長会で挨拶する友本会長

3年度最初の正副会長会

第1回理事会へ向けて話し合う

全社連の令和3年度第1回正副会長会が5月19日(水)午後1時30分から全衛生衛生会館の特別会議室で開催された。

出席者は友本正己会長、福徳徳治副会長、伊藤一成副会長、中島ヒロ子副会長、田中子敬副会長、塚口智副会長、保志雄一専務理事、鈴木悦朗専務理事、町田宏之理事(フドバイザ)。

友本会長の挨拶に続き、令和3年度第1回理事



令和2年度事業報告

研修会は若手中堅が参加

4組合の加入促進を支援

厚生労働省の補助金を活用する生活衛生関係営業対策事業。令和2年度分については通常の取り組みに加え、第2次補正予算でコロナ対策等による取り組みを行った。同事業経過報告は第1回理事会で承認され通常総会に上程される。

通常の対策事業では、昨年11月16、17日の2日間、KKRホテル東京で研修会

コロナ対策で冊子作成 衛生講習会の補助も

「組合員の加入促進による組織強化」を開催。全国から約50名が参加し7氏の講演を聴講。全社連幹部との意見交換を行った。参加者は20〜50代の若手・中堅組合員が85%を占めた。

また組合員加入促進活性化事業では山梨、北海道、大阪、広島、4道府県組合の取り組みを支援した。このうち山梨では県が昨年5月から今年9月までコロナ対策で接待を伴う飲食店への県独自の休業要請を満した店のみ個別解除する方式をとっていたが、組合員

合の働き掛けが奏功した。厳しい経営環境の下、我が組合の原点である「組織拡大」を目指し、未組織員の組合設立に力を注ぎ、組合員の退会・廃業による組合員の減少に歯止めを掛けるために「組織拡大運動」を継続実施した。

11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」において、会員増強及び組合の活性化を主眼に置いた継続的

補助金事業として「組織強化研修会」を開催し新たに執行部との意見交換会も行った。

なお、功労者表彰は厚生労働省医業・生活衛生局長表彰(5名)、全国生活衛生同業組合中央理事長感謝状(15名)、全社連会長表彰(35名)の合計55名であった。全国大会がなかったため、研修会で報告し、賞状は郵送した。

厚生労働省の指導の下、衛生水準の維持向上に努め、地域への共生を図り、お客様が安全・安心して過ごせる治安維持に努め、消費者擁護並びに業界の社会的地位の向上及び業界の発展に努めた。

また、我々は違法営業に徹しているが、その違法営業を行っている者が不利益を受けないように法制度の改善を求めた。



全社連事務局の新しい職員として遠藤菜穂子さんが採用され、4月から勤務している。

遠藤さんは神奈川県横浜市出身。民間企業で営業事務を務めた後、蕎麦店(現在は閉店)を長年、家族で切り盛りしてきた。自身も調理師免許をもつ。

全社連に採用される前は日本生命相互会社に勤務していた。

令和3年度収支予算案については、政治連盟会費の減免が決まったことなどから、も話し合った。

このほか4月の書面理事会で承認された議案のうち

「これにより全社連事務局は大賞彰さんとの二人体制に戻った。

遠藤さんは「縁があり4月から全社連で働くことになりました。全社連の事を学びつつ仕事も楽しんで参りますので、どうぞよろしくお願致します」と話している。

趣味については「食べる事が大好きで6月から娘とパン作りの教室に通うのを楽しみにしています」とのこと。

◆全社連賛助会員・申込企業 (番号はTEL)

酒類メーカー	アサヒビール株式会社	03-5608-5158
カラオケ機器	株式会社エクシング	03-6848-8183
酒類メーカー	キリンビール株式会社	03-5641-2270
酒類メーカー	サントリー酒類株式会社	03-5579-1000
冊子等制作	株式会社ブライト	03-5259-8833
電力・ガス	株式会社ミツウロコヴェッセル	03-3275-6316

手続きが軽減されたこともあり加入メ리트がアップ。退会者を除いても約百人の増員に繋がった。

またコロナ禍で激増した繁華街の空き店舗に新規店舗を呼び込む取り組みに積極的に協力(広島)、抗菌マスキングを配布し組合をPR(大阪)するなどして組合加入に繋げた組合や、新規会員の獲得と共に組合員を対象とした事業継続などの説明会を開催し組合員の減少を最小限に止めた組合(北海道)もあった。

コロナ対策・衛生講習会への補助は昨年10月〜今年3月に18組合が実施し計25回の講習会に対し、講師の謝金や会場費を規定の範囲内で補助した。

スタンド灰皿。
火を消さないで
入れるのは、
煙をふやす
行為だ。

Stand ashtrays.
Disposing of a lit
cigarette in one just
creates more smoke.

STAND ASHTRAY

喫煙所の一步外は、
ちょっと喫煙所だと思っただ。

I thought a step outside the smoking area
was still a smoking area.

あなたが
気づけば
変わる。

ひととき、
想う。

改正食品衛生法が完全施行

HACCPに沿った衛生管理が必要

飲食店営業者は手引書を参考に取組みを

HACCP（ハサップ）とは原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的に管理する方法。衛生管理の「見える化」ともいえる。

6月1日から原則、全ての食品等事業者は一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理が求められる。営業許可の取得時や更新時、保健所による定期的な立入等の確認対象にもなる。

具体的には衛生管理計画を作成、実施状況を記録し保管する。

飲食店営業者などは「小規模営業者等」に分類され、業界団体が作成した手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことができる。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店事業者※向け）概要版から

実施すること

1. 衛生管理計画の策定
2. 計画に基づく実施
3. 確認・記録

1. 衛生管理計画の策定

> 一般的衛生管理のポイント

- ① 原材料の受入の確認 → 原材料の取扱い (P2)
- ② 冷蔵・冷凍庫の温度の確認
- ③-1 交差汚染・二次汚染の防止 → 施設・店舗の清潔維持 (P3)
- ③-2 器具等の洗浄・消毒・殺菌
- ③-3 トイレの洗浄・消毒
- ④-1 従業員の健康管理・衛生的作業着の着用など → 調理従事者の衛生・健康 (P3)
- ④-2 衛生的な手洗いの実施

> 重要管理のポイント

調理方法に応じ、メニューを3つのグループに分類し、それぞれのチェック方法を決めます。 → (P4)

- 冷たのまま提供
- 加熱して温かいまま提供
- 加熱後冷まして提供さらに再加熱して提供

2. 計画に基づく実施

1で決めた計画に従って、日々の衛生管理を確実に行っていきます。実施する手順は手引書を参考にしてください。 → (P8~)

3. 確認・記録

1日の最後に実施の結果を記録しましょう。また、問題があった場合にはその内容や対処を記録用紙に書き留めておきましょう。また、定期的（1か月など）に記録を振り返り、同じような問題が発生している場合には対応を検討しましょう。 → (P8~)

小規模な一般飲食店事業者向けの手引書は（公社）日本食品衛生協会が作成。概要版の全ページは右記参照。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000479856.pdf>

改正食品衛生法が6月1日から完全施行となった。▽HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化▽営業許可制度の見直し▽営業届出制度の創設▽食品等のリコール情報の報告の義務化が柱だが、ここでは飲食店に影響の大きいHACCPに沿った衛生管理を取り上げたい。

手引書（小規模な一般飲食店事業者向け）の掲載ページは次の通り（厚活用が前提）。

労働ホームページ内。
https://www.mhlw.go.jp/st/seisakunitisuite/bunya/0000179028_00003.html

「HACCP留意事項」による定期的な立入等の機会に、食品衛生監視員が確認する。新制度のため当面の間は導入の支援・助言が中心となる。分からない点は同監視員に相談する▽食品衛生法には罰則がある

必要ない▽衛生管理の実施状況は、これまでと同様、営業許可の更新時や保健所

は、同地域で自治体からの



新潟県社交飲食業生活衛生同業組合 副理事長 山本 勝男氏

組合の活動に多大な貢献

4月29日に発表された令和3年春の叙勲で、新潟県組合副理事長の山本勝男氏が旭日単光章の栄誉に浴された。組合活動への貢献等が高く評価されたもの。

山本氏はスバル自動車勤務を経て昭和45年に創業料理店を開業。新潟県組合で平成11年に、常務理事に就任。同時に魚沼支部長と

なり、支部組合員の防犯活動の意識高揚や暴力団等排除運動にも力を注いだ。平成20年に県組合の副理事長となり、町田理事長を補佐すると共に、平成26年から全国統一で行われていた「生活衛生同業組合活動推進月間」では、率先して組合員の新規加入促進活動に努めた。平成29年からの「第三電力利用による経費削減事業」では、基礎強化副委員長として同事業の推進に尽力した。

また組合の経営特別相談員として、日頃から日本政

組合活動への功績により平成8年に全社連会長表彰、平成22年に全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰、平成26年に厚生労働大臣表彰などを受賞しており、今回の叙勲へと至った。

雇用調整助成金 宣言地域など 特例水準維持

全国は5月から縮減

従業員の休業手当の一部を助成する雇用調整助成金。新型コロナウイルス感染症に係る特例措置は5月から原則、縮減されているが、緊急事態宣言は北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、沖縄の10都府県が6月20日まで、まん延防止等重点措置は群馬、石川、熊本3県が6月13日まで、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重の5県が6月20日まで。

事務局日誌

令和3年

4月21日 会計チェック。角会士大、大買・遠藤各事務局長。

4月23日 全社連会計監査。保志専務理事、鈴木経理部長、阿部監事、秋山監事、大買事務局長。

5月7日 会長選挙締め切り。

5月11日 日本能率協会説明会（ZOOMミーティング）。保志専務理事。

5月18日 厚生労働省・飲食店の営業に係る意見交換会（ZOOMミーティング）。保志専務理事。

5月19日 令和3年度第1回正副会長会議（2面記事参照）。

5月24日 自民党各種団体協議会・懇談会（ZOOMミーティング）。保志専務理事。

あの日が目に浮かぶ 音楽がある

著作権をまもることは、未来に音楽をつないでいくこと

記憶に残るメロディや歌詞。心をふるわす音楽に出会った歓び。

音楽とその想いが未来へずっとつながるように。

私たちJASRACは、著作権をまもり、音楽を生み出す作詞家・作曲家などの

創作活動をこれからもしっかりと支えていきます。



感染再拡大で売上減少幅が拡大 50%以上減少 飲食業は約4割に 資金繰りは「自己資金のみで補った」が最多

日本公庫の生衛業コロナ調査

日本政策金融公庫はこのほど、令和3年1～3月期の生活衛生関係営業(大枠で9業種)を調査し、新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査結果を発表した。新型コロナウイルス禍による売上の影響は前期(令和2年10～12月期)より拡大し、飲食業などの深刻な状況が浮き彫りとなった。

調査結果によると、新型コロナウイルスの影響を受けて9.9%の企業が「マイナスの影響があった」と回答した。「マイナスの影響」については全業種と同様、飲食業でも「売上の減少」(99%)、「営業時間の短縮・変更」(71.4%)、「休業」(7.7%)の順に多かった。売上が減少した企業の今年1～3月期の減少幅(前年同期比)を飲食業でみると、「50%以上減少」は37.3%で前期(令和2年10～12月期)の23.7%から10ポイント以上、増加した。業種別ではホテル・旅館業の67%、水産販売業の47.3%に次ぐ多さで、全業種は26.2%だった。

「マイナスの影響があった」と答えた企業(全業種)の資金繰りでは、「不足したため外部からの借入のみで補った」が21.8%、「外部からの借入と自己資金(代表者、役員、家族借入を含む)で補った」が20.2%、「自己資金のみで補った」が38.2%と最多だった。一方、「不足しなかった」は19.8%だが、飲食業は9業種で最低の16.2%だった。

運送資金の補てん金額(調査金額の総額、自己資金含む)は、全業種で「3百万円以下」の回答が70.3%と7割に上った。運送資金の調達先(自己資金除く)は、日本政策金融公庫が最多で飲食業は63.2%に上った。

3月以降は時短要請の拡大等で飲食業などの経営状況が、さらに悪化している7%に上っている。▼「社交は緊急事態宣言・対象外地域も落ち込む」と同期は年明けからの感染再拡大で11都府県に緊急事態宣言が出されたが、これらの地域に止まらず、対象外地域の事業者の業況も悪化している。



休業・時短要請で夜の飲食店街は閑散(都内)

社交は特に厳しく 1～3月期の景気動向等調査

日本政策金融公庫の今年1～3月期の生活衛生関係営業・景況調査では、生衛業の景況が大きく悪化。公庫は生衛業の景況について「新型コロナウイルスの感染拡大により厳しさが増している」と判断した。

「新型コロナウイルスの感染拡大により厳しさが増している」と判断した。飲食業も同様でDPOポイント(結果が良い企業の割合)が94.9%と前年(令和2年10～12月期)の99.9%から5.0%減少した。中でも「顧客の減少」を挙げる事業者が94.9%と前年(令和2年10～12月期)の99.9%から5.0%減少した。

利用休止後の届け出も認められており、休業期間中の休業料を前払した場合は後日、精算される。届け出はJASRACのホームページや各支店の電話で受け付けている。ホームページからはトップページの「新型コロナウイルス感染症への対応」について「店舗でのご利用」↓「営業や音楽利用の休止・廃止に伴う手続き」の順に進み届け出フォームに記入し送信。

休業等で減免対応 1ヵ月未満も対象

JASRAC(日本音楽著作権協会)は、新型コロナウイルスの影響による休業店舗等に著作権利用料の減免対応を行っている(BGMは除く)。通常はカラオケ、生演奏など音楽利用の休止期間が継続して1ヵ月を超える場合、使用料の請求が月単位として行われるが、休業期間中の休業料を前払した場合は後日、精算される。届け出はJASRACのホームページや各支店の電話で受け付けている。ホームページからはトップページの「新型コロナウイルス感染症への対応」について「店舗でのご利用」↓「営業や音楽利用の休止・廃止に伴う手続き」の順に進み届け出フォームに記入し送信。

1ヵ月の利用期間ごとの使用料割合

利用(営業)日数	使用料額
1日～7日	月額使用料の25%
8日～15日	月額使用料の50%
16日～23日	月額使用料の75%
24日～31日	月額使用料の100%

日本政策金融公庫 国民生活事業(生活衛生貸付) 主要利率一覧表

(会社及び個人)		(適用日:令和3年6月1日・年利:%)		(組合)							
融資の種類		利率(注1)		融資の種類							
一般貸付	下記以外の設備資金	基準利率	1.11～2.90%	一般貸付	下記以外の設備資金	基準利率	1.11～2.70%				
	省エネルギー設備	特別利率A	0.71～2.07%		特定設備	特別利率C	0.30～1.80%				
	衛生設備	特別利率B	0.46～2.05%		共同購入運転資金	基準利率	1.11～2.41%				
	観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金	特別利率C	0.30～1.57%			振興事業施設のうち特定設備	特別利率C	0.30～1.80%			
	訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率A	0.71～2.50%		振興事業施設のうち特定設備以外のもの	基準利率	1.11～2.70%				
	特別貸付	福祉増進資金	基準利率		1.11～2.55%	振興計画に従って営業を営むのに必要な資金	基準利率	1.11～2.41%			
		防災・環境対策資金	特別利率A		0.71～2.15%	共同購入運転資金	基準利率	1.11～2.41%			
		地域活性化・雇用安定資金	特別利率B		0.46～1.90%	利率改定のご案内					
	生活衛生新企業育成資金(注2、3)	特別利率C	0.30～1.45%		このたび、当公庫の貸付利率が改定され令和3年6月1日以降の新規貸付契約分から適用されることとなりましたので、ご案内申し上げます。						
	振興事業貸付	生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金	特別利率A		0.71～2.30%	(株)日本政策金融公庫 国民生活事業本部 生活衛生融資部					
		一般公共浴場施設・設備	特別利率B		0.46～2.05%	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー					
		振興事業施設のうち特定設備(注4)	特別利率C		0.30～1.80%	Tel 03-3270-1651 生活衛生融資部 生活衛生企画グループ					
		省エネルギー設備	特別利率A		0.71～2.30%	ホームページアドレス https://www.ifc.go.jp/					
		衛生設備(注4)	特別利率B		0.46～2.05%	※ 使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 (注1) 貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。 (注2) 他に、東日本大震災にかかる拡充措置(被災者創業・被災地創業)がございます。 (注3) 他に、創業後目標達成型金利がございます。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。 (注4) 生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していること確認及び事業計画の承認を受けた方が振興事業を行うための設備資金及び運転資金については、通常適用される利率より0.15%(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金については、適用される利率より0.30%)低い利率でご利用いただけます(一部、ご利用いただけない場合がございます。) (注5) 防災・環境対策資金のうち、事業継続計画(BCP)に基づき、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を行う方に適用されます。 (注6) 他に、東日本大震災、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨に伴う拡充措置がございます。 (注7) 適用する貸付制度に定める貸付利率が、基準利率以外の場合は、当該貸付利率が適用されます。特貸付に該当する場合は、貸付後3年間、基準利率より0.9%低い利率でご利用いただけます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。 (注8) 適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付、令和元年台風第19号等特別貸付及び令和2年7月豪雨特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件が適用されます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。 (注9) 貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます(貸付後3年間の利率は0.95%となります。) *1 次のいずれかに該当する方が働き方改革実現計画を実施するために必要な資金には、特別利率Aが適用されます。 ①非正規雇用の処遇改善に取り組む方 ②事業場内最低賃金の引上げに取り組む方 ③従業員の長時間労働の是正に取り組む方 ④次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(届出が義務付けられている方を除きます。) ⑤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(届出が義務付けられている方を除きます。) ⑥外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方 ⑦障害者の雇用又は障害者に対する合理的な配慮の提供に取り組む方 *2 次のいずれかに該当する方が働き方改革実現計画を実施するために必要な資金には、特別利率Bが適用されます。 ①非正規雇用の処遇改善に取り組む方であって、非正規雇用労働者の平均基本給を3%以上増額しようとする方 ②従業員の長時間労働の是正に取り組む方であって、勤務間インターバル制度を新たに導入しようとする方 ③次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「子育てサポート企業」(くるみんマーク)の認定を受けた方 ④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定を受けた方 ⑤青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく「コースエール認定企業」の認定を受けた方 ⑥障害者の雇用又は障害者に対する合理的な配慮の提供に取り組む方であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第77条に基づく認定を受けた方 *3 創業支援貸付利率特例制度を適用する場合は、通常適用される利率より0.30%低い利率でご利用いただけます。 *4 設備資金貸付利率特例制度(全国版)を適用する場合は、通常適用される利率より貸付後2年間0.50%低い利率でご利用いただけます。 *5 設備資金貸付利率特例制度(東日本版)を適用する場合は、通常適用される利率より全期間0.50%低い利率でご利用いただけます。					
		生活衛生新企業育成資金(注2、3、4)	特別利率A		0.71～2.30%					振興事業施設のうち上記以外のもの	特別利率D
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注4)		特別利率B	0.46～2.05%	福祉増進資金(注4)	特別利率A					0.71～2.15%	
振興事業施設のうち特定設備(注4)		特別利率C	0.30～1.80%	防災・環境対策資金	特別利率B					0.46～1.90%	
省エネルギー設備		特別利率A	0.71～2.30%	地域活性化・雇用安定資金	特別利率C					0.30～1.65%	
衛生設備(注4)		特別利率B	0.46～2.05%	生活衛生新企業育成資金(注2、3、4)	特別利率A					0.71～2.30%	
観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金		特別利率A	0.71～2.30%	生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注4)	特別利率B					0.46～2.05%	
訪日外国人旅行者対応に必要な資金		特別利率D	0.30～1.85%	防災・環境対策資金	特別利率C					0.30～1.51%	
振興事業施設のうち上記以外のもの		基準利率	1.11～2.70%	地域活性化・雇用安定資金	基準利率					1.11～2.41%	
運転資金		福祉増進資金(注4)	特別利率A	0.71～2.15%	生活衛生新企業育成資金(注3、4)					特別利率A	0.71～2.01%
		防災・環境対策資金	特別利率B	0.46～1.90%	生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注4)					特別利率B	0.46～1.76%
	地域活性化・雇用安定資金	特別利率C	0.30～1.65%	防災・環境対策資金	特別利率C					0.30～1.51%	
	生活衛生新企業育成資金(注2、3、4)	特別利率A	0.71～2.30%	地域活性化・雇用安定資金	特別利率D					0.30～1.50%	
	生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注4)	特別利率B	0.46～2.05%	生活衛生新企業育成資金(注2、3、4)	特別利率A					0.71～2.01%	
	振興事業施設のうち特定設備(注4)	特別利率C	0.30～1.80%	生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注4)	特別利率B					0.46～1.76%	
	省エネルギー設備	特別利率A	0.71～2.30%	防災・環境対策資金	特別利率C	0.30～1.51%					
	衛生設備(注4)	特別利率B	0.46～2.05%	地域活性化・雇用安定資金	基準利率	1.11～2.41%					
	観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金	特別利率A	0.71～2.30%	生活衛生セーフティネット貸付	基準利率	1.11～2.06%					
	訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率B	0.46～1.76%	生活衛生企業再生貸付	特別利率A	0.71～1.95%					
	生活衛生新企業育成資金(注2、3、4)	特別利率A	0.71～2.01%	生活衛生関係営業改善資金特別貸付(注6)	特別利率F	1.21%					
	生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注4)	特別利率B	0.46～1.76%	災害貸付	基準利率(注7)	1.26～1.75%					
	防災・環境対策資金	特別利率C	0.30～1.51%	東日本大震災復興特別貸付 (震災直接被害関連・震災間接被害関連)(注8)	1.26～1.75%(当初3年間最大-1.4%)						
	地域活性化・雇用安定資金	特別利率D	0.30～1.50%	東日本大震災復興特別貸付 (震災セーフティネット関連)	基準利率 1.11～2.06%						
	生活衛生セーフティネット貸付	基準利率	1.11～2.06%	特別利率R 0.91～1.86%							
生活衛生企業再生貸付	特別利率A	0.71～1.95%	特別利率N 0.81～1.76%								
生活衛生関係営業改善資金特別貸付(注6)	特別利率F	1.21%	特別利率U 0.61～1.56%								
災害貸付	基準利率(注7)	1.26～1.75%	令和元年台風第19号等特別貸付、 令和2年7月豪雨特別貸付(直接被害者・間接被害者)(注8)	1.26%～1.75%(直接被害者:当初3年間-0.9%)							
東日本大震災復興特別貸付 (震災直接被害関連・震災間接被害関連)(注8)	1.26～1.75%(当初3年間最大-1.4%)	令和元年台風第19号等特別貸付、 令和2年7月豪雨特別貸付(セーフティネット関連)	基準利率 1.11～2.25%								
東日本大震災復興特別貸付 (震災セーフティネット関連)	基準利率 1.11～2.06%	新型コロナウイルス感染症特別貸付	1.26～1.55%(当初3年間-0.9%)								
令和元年台風第19号等特別貸付、 令和2年7月豪雨特別貸付(セーフティネット関連)	基準利率 1.11～2.25%	新型コロナウイルス感染症対策支援強化特別貸付(注9)	0.95～4.70%(当初3年間0.95%)								
新型コロナウイルス感染症特別貸付	1.26～1.55%(当初3年間-0.9%)	衛生環境激変特別貸付	基準利率 1.11～2.41%								
新型コロナウイルス感染症対策支援強化特別貸付(注9)	0.95～4.70%(当初3年間0.95%)		特別利率C 0.30～1.51%								